

消 防 特 第 2 0 9 号
2 4 高 圧 第 7 号
平 成 2 4 年 1 0 月 2 3 日

関係道県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 特 殊 災 害 室 長

経済産業省商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された総務省・経済産業省告示第4号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件について

1 改正内容

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定について以下の改正を行うもの。

現在の 地区番号	地区名	都道府県	改正内容
3	室蘭地区	北海道	地番の分筆
13	鹿島臨海地区	茨城県	地番の分筆
45	和歌山北部臨海北部地区	和歌山県	地番の合筆
55	宇部・小野田地区	山口県	地番の分筆等

2 公布日

公布 平成24年10月23日（火）

施行 公布日施行

○総務省告示第四号
経済産業省告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十三日

総務大臣 樽床 伸二
経済産業大臣 枝野 幸男

第三号中「五番地の十七」を「五番地の二十一」に改め、第十三号中「十四番地六」を「十四番地七」に、「十七番地十五」を「十七番地十六」に改め、第四十五号(2)中「千三百二十五番四」を「千三百二十五番八」に改め、第五十五号イ(1)中「五千二百五十三番地の一のうちセントラル硝子株式会社引込専用線及び宇部サイコン株式会社引込専用線より西側、五千二百五十三番地の二、五千二百五十三番地の三、五千二百五十三番地の六」を「五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の六まで」に、「五千二百七十七番地の二及び五千二百七十七番地の五のうち宇部サイコン株式会社引込専用線より西側」を「及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五まで」に改め、同号イ(4)中「二番地の七」を「二番地の九」に、「八番地の三」を「八番地の四」に、「二十一番地の六」を「二十一番地の八」に改める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 室蘭地区</p> <p>北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四から三番地の六まで、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 室蘭地区</p> <p>北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四から三番地の六まで、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六</p>

、二十番地の四十八、二十一番地の三、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十五まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の一、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の一、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地

、二十番地の四十八、二十一番地の三、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十五まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の一、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の一、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の十七まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地

の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二、三百二番地の三、三百四番地及び当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の九まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

四〇十二 (略)

十三 鹿島臨海地区

イ (略)

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一(工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九條第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。)に限る。)、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十六まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五(工業専用地域に限る。)、六千二百二十三番地六十、六千二百二十三番地六十一並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十

の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二、三百二番地の三、三百四番地及び当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の一、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の九まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

四〇十二 (略)

十三 鹿島臨海地区

イ (略)

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一(工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九條第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。)に限る。)、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十六まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五(工業専用地域に限る。)、六千二百二十三番地六十、六千二百二十三番地六十一並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十

五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田(三十九番地一及び三十九番地二を除く。)並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地一から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、三十四番地九、三十四番地十及び三十四番地十三から三十四番地二十一まで並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十四〇四十四の二 (略)
四十五 和歌山北部臨海北部地区
和歌山県和歌山市の次の区域

(1) (略)
(2) 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十五番三、千三百三十六番二、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番二十三、千百十五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番、千百五十番一、千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、続千二百二番、千二百四十三番六、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番二、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十三番三、千二百五十五番三、千二百五十八番一から千

五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田(三十九番地一及び三十九番地二を除く。)並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地、十四番地一から十四番地六まで、十五番地、十六番地一から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十五まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地一から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、三十四番地九、三十四番地十及び三十四番地十三から三十四番地二十一まで並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十四〇四十四の二 (略)
四十五 和歌山北部臨海北部地区
和歌山県和歌山市の次の区域

(1) (略)
(2) 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十五番三、千三百三十六番二、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番二十三、千百十五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番、千百五十番一、千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、続千二百二番、千二百四十三番六、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番二、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十三番三、千二百五十五番三、千二百五十八番一から千

二百五十八番六まで、千二百五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十番七から千二百八十番九まで、千三百二十五番二、千三百二十五番八、千三百二十六番二、千三百二十七番一から千三百二十七番四まで、千三百三十四番、千三百三十四番一、千三百三十四番七、千三百三十四番十、千三百三十四番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種畑棧橋以南、千三百三十四番二十九から千三百三十四番三十二まで、千三百三十四番四十、千三百三十四番四十三、千三百三十四番四十七、千三百三十四番四十九、千三百三十四番五十六、千三百三十四番五十八から千三百三十四番六十まで、千三百三十四番六十二から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十に及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番、千四百四十三番一、千四百四十三番二、千四百五十七番一、千四百八十九番、千四百八十九番内一及び千四百八十九番一の区域

四十六〇五十四 (略)

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の七のうちセントラル硝子株式会社工場敷地、五百四十一番地の二百六十一のうち五百四十一番地の二百七十及び五百四十一番地の二百六十二及び五百四十一番地の二百七十に接する部分から六十八・三メートルまでの区間、五百四十一番地の二百六十二、大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百八、五百二十五番地の百九、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三

二百五十八番六まで、千二百五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十番七から千二百八十番九まで、千三百二十五番二、千三百二十五番四、千三百二十六番二、千三百二十七番一から千三百二十七番四まで、千三百三十四番、千三百三十四番一、千三百三十四番七、千三百三十四番十、千三百三十四番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種畑棧橋以南、千三百三十四番二十九から千三百三十四番三十二まで、千三百三十四番四十、千三百三十四番四十三、千三百三十四番四十七、千三百三十四番四十九、千三百三十四番五十六、千三百三十四番五十八から千三百三十四番六十まで、千三百三十四番六十二から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十に及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番、千四百四十三番一、千四百四十三番二、千四百五十七番一、千四百八十九番、千四百八十九番内一及び千四百八十九番一の区域

四十六〇五十四 (略)

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の七のうちセントラル硝子株式会社工場敷地、五百四十一番地の二百六十一のうち五百四十一番地の二百七十及び五百四十一番地の二百六十二及び五百四十一番地の二百七十に接する部分から六十八・三メートルまでの区間、五百四十一番地の二百六十二、大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百八、五百二十五番地の百九、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一のうちセントラル硝

番地の六まで

、五千二百五十四番地の二のうちセン
トラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地
の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地
の十五、五千二百五十四番地の十七から五千二百五十四番地の
二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区
域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五
千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から
五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十
一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十
五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十六番地の三か
ら五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五
千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五
十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の
一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二
百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百
七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七
十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二
百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十
七番地の一から五千二百七十七番地の五まで

並びにこれに介在する道路の区域並び
に港町一丁目十五番地の二十八及び十五番地の三十二の区域

(4)(2)
・(3)
(略)

大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、
一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二
番地の四から二番地の九まで、三番地の二、六番地の一、六番
地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の
四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地
の二、十一番地、十一番地の一から十地位番地の三まで、十二

子株式会社引込専用線及び宇部サイコン株式会社引込専用線よ
り西側、五千二百五十三番地の二、五千二百五十三番地の三、
五千二百五十三番地の六、五千二百五十四番地の二のうちセン

トラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地
の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地
の十五、五千二百五十四番地の十七から五千二百五十四番地の
二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区
域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五
千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から
五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十
一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十
五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三か
ら五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五
千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五
十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の
一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二
百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百
七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七
十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二
百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四、五千二百七十七
番地の二及び五千二百七十七番地の五のうち宇部サイコン株式
会社引込専用線より西側並びにこれに介在する道路の区域並び
に港町一丁目十五番地の二十八及び十五番地の三十二の区域

(4)(2)
・(3)
(略)

大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、
一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二
番地の四から二番地の七まで、三番地の二、六番地の一、六番
地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の
三まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地
の二、十一番地、十一番地の一から十地位番地の三まで、十二

番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の七まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の八まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ (略)

五十六〜七十五 (略)

番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の七まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の六まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ (略)

五十六〜七十五 (略)